

悪質商法の現状

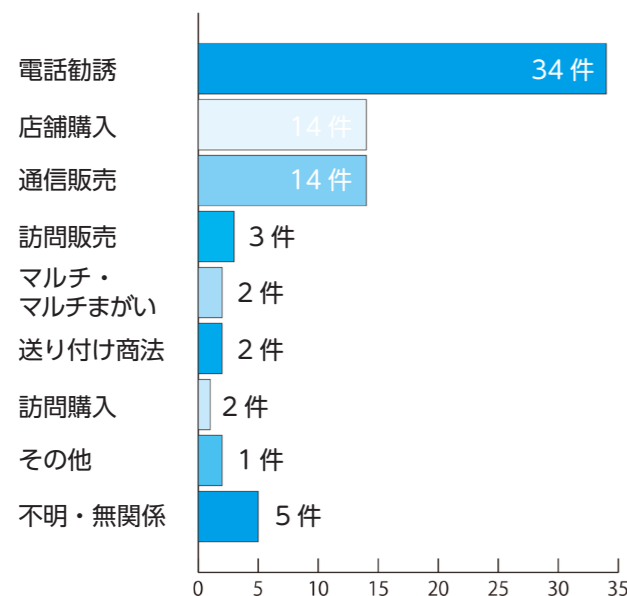
「自分だけはだまされない…」なんて思っていないですか？

年々増加する相談件数

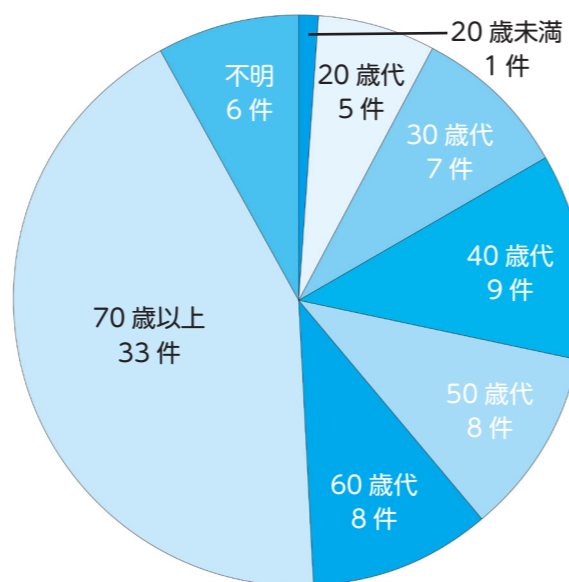
市の消費生活相談室には、さまざまな消費者トラブルに関する相談が寄せられています。

相談件数のうち、70歳以上の人の相談件数は33件で全体の42.9パーセントを占めています。

悪質商法の形態別相談件数（平成25年度）



年齢別相談件数の割合（平成25年度）



なぜ、高齢者が狙われるの？

特徴1 だまされたことに気付かない

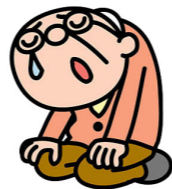
悪質業者は高齢者の話し相手を装い、優しい言葉で近寄ってきます。そして、親しくなった販売員を信用して、知らず知らず高額な契約をさせられるケースがあります。

高齢者は自分がだまされていると気付かないことも少なくありません。



特徴2 被害に遭っても誰にも相談しない

被害に遭ったと気付いても、それを恥ずかしく思ったり、身内に迷惑を掛けたくないと思ったり、「だまされた自分が悪いから」と、自分に言い聞かせたりして、誰にも相談しない場合が少なくありません。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで「誰にも言うてはいけない」と口止めをするケースもあります。



あやしい？ 困った… うますぎる！

悪質商法に気をつけて！



「身に覚えのない請求書が届いた…」 「断りきれずに契約させられてしまって…」 など、市には悪質な事業者との消費者トラブルの相談が数多く寄せられています。消費者を狙った手口は功妙かつ悪質で、高額なお金をだまし取られることも。

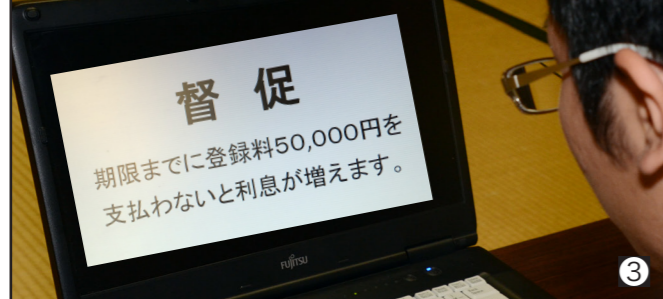
今回は、近年発生が多く、特に注意が必要な事例の紹介を通して、その手口や対処法を知り、悪質商法の被害に遭わないためにどうすればよいか考えましょう。

■問い合わせ 生活安全課 ☎ 64・6007

悪質商法の事例 3

ワンクリック詐欺

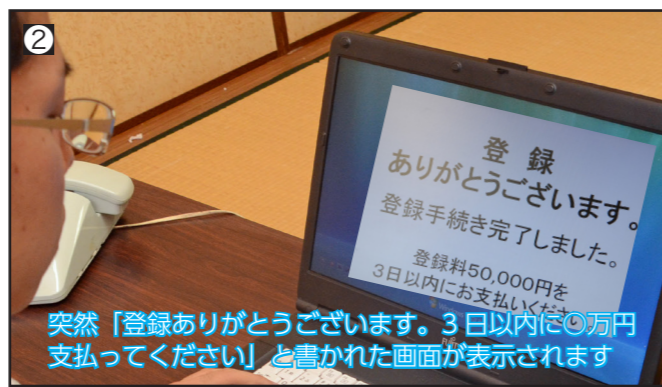
その後、「期限までに支払わないと利息が増える」と督促のメールが頻りに届くようになります



対策とアドバイス

サイト上のアドレスに安易にアクセスしない！
不当な請求は無視する！

事前取引内容の確認などがなければ、契約は成立していないので、請求されても言われるがままに支払わないことが肝心です。迷惑メールに書かれた電話番号やアドレスに自分から連絡すると、相手に個人情報を知られてしまうおそれがあります。すぐに削除するなどして無視しましょう。



悪質商法の事例 4

振り込め詐欺

対策とアドバイス

警察・行政機関・銀行の名前を出されても安易に信用しない！

電話で警察や公的機関の職員などを名乗られても、安易に信用してはいけません。名前や所属を確認して一度電話を切り、代表番号に電話をかけて実在するかどうか確認しましょう。

急増中 「振り込ませない」受け取り型の振り込め詐欺

最近では、自宅にお金を取りに来たり、宅配便でお金を送らせたりする「振り込まない振り込め詐欺」が増加しています。見ず知らずの人にお金や通帳、キャッシュカードなどを渡してはいけません。



手口と対策を知って悪質商法から身を守る！

悪質商法の事例 1

送りつけ商法

請求を無視したり「注文していないから払えない、返品したい」などと言うと「支払わないなら訴える」などと脅迫めいた口調で支払を迫ってきます

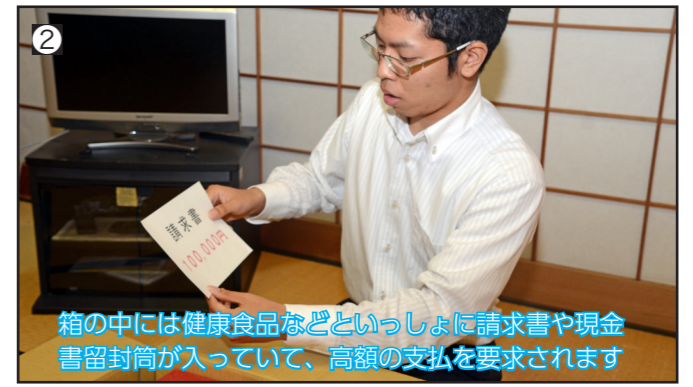


対策とアドバイス

注文していないときっぱり断る！

「買いません。もう電話をかけないでください」と、きっぱり断りましょう。
電話で断ったのに一方的に商品が送られてきたら、受け取りを拒否すること。宅配業者に差出人に戻すように伝えましょう。

ある日突然、「注文を受けた商品を送ります」などと電話がかかってきて、「申し込んだ覚えはない」と断っても一方的に商品が送られてきます



悪質商法の事例 2

買え買え詐欺

購入した後、A社から株券などが送られてきますが、しばらくするとA・B両社と連絡がつかなくなります



対策とアドバイス

甘いもうけ話には絶対乗らない！

複数の会社を装って消費者を信用させる「劇場型勧誘」が増えていきます。過大な利益を期待させる話は信用せずに、迷った場合は消費者センターに相談しましょう。

まずA社からもうけ話（投資や株、貴金属など）のパンフレットが送付されてきます



気軽に相談しましょう



生活安全課 消費生活相談グループ
畑中グループリーダー

悪質商法や振り込め詐欺の被害者の多くは、誰にも相談せず、一人で判断してしまっています。「ちょっとおかしいとは思ったんだけど、相談する相手もないし…」などという理由から相談できず、被害に遭ってしまいます。

「こんなことで相談していいのかしら」「相談するのが恥ずかしい」などと思わず、どんどん相談してください。

早めの相談が問題解決につながるだけでなく、未来の被害者を救うことにもつながります。

「だまされたかも」と思ったら、お気軽にご相談ください。

消費者ホットライン
0570・064・370

お住まいの近くにある、消費生活センターなどの相談窓口につながります。

警察相談専用電話
9110

電話をかけた地域を管轄する警察総合相談室につながります。緊急の場合は110番へ。

消費生活講演会 が開催されます

だまされないぞ！

悪質商法

～最近の手口と対処法から～

講師：笑福亭 松枝さん

とき 11月6日(木) 19時～20時30分

ところ 働く婦人の家(大手町)

内容 悪質商法とその対処法について、落語を織り交ぜた楽しくわかりやすいお話です

入場料 無料

問い合わせ 生活安全課 ☎ 64・6007

被害を防ぐ 悪質商法に対抗する知識を持とう

クーリング・オフ制度を活用しよう！

訪問販売や電話勧誘販売など、特定の取引を契約した後、一定期間内に書面で通知すれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」を利用しましょう。

クーリング・オフするときは

- ①必ず書面（はがきなど）を作成
- ②郵便局で「特定記録郵便」か「簡易書留」で、一定期間内に事業者へ発送
- ③証拠として書面のコピー（両面）と、②の受領証をいっしょに保管する

はがきの記入例

1. 契約をやめます
2. 契約書面を受け取った日
○年○月○日
3. 相手の事業者と担当者
の名前
4. 商品の名称
5. 金額 ○○○○円
6. 申出日 ○年○月○日
7. 自分の住所・氏名

□□□-□□□□
(事業者住所)
(事業者名)
代表者様

日頃の心構えで、悪質商法を防ごう！

あてはまる項目をチェックしてください

1. 自分のまわりにあまり悪い人はいないと思う
2. 相手に悪いので人の話を一生懸命聞くタイプだ
3. たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う
4. 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う
5. 有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう
6. 人からすすめられると断れないタイプだ
7. 迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある
8. 実際、身近に相談できる人があまりいない
9. しっかり者だと思われたい

チェックの数が多いほど消費者トラブルに遭う危険度が高くなります

- ◎ 1、2、3にチェックをつけた人は、トラブルに応じて危機意識が薄い傾向
- ◎ 4、5、6にチェックをつけた人は、だまされているのに気がつかない傾向
- ◎ 7、8、9にチェックをつけた人は、だまされたとき一人で抱え込んでしまう傾向があります。

悪質業者は
こうして撃退！

だまされないための心得

1. 高額な買物や契約は、一人で判断せず、家族や知人に相談する
2. 断るときは「必要ありません」「買いません」とはっきり言う
3. 見知らぬ人の訪問や心当たりのない郵便物には要注意
4. 甘い話にご用心。うますぎる話はまず疑う
5. 困ったときは、出来るだけ早く消費生活相談室などへ相談する